

# 平成30年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

平成30年3月23日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三 岳	昭
書記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	( 欠 席 )
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

## 議事日程

第 1	発委第 2号	川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例	議会運営委員会 委員長
第 2	議案第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
第 3	議案第 8号	川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	総務厚生委員会 委員長
第 4	議案第11号	川棚町介護保険税条例の一部を改正する条例	〃
第 5	議案第12号	川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	〃
第 6	議案第16号	平成30年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員会 委員長
第 7	議案第17号	平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第 8	議案第18号	平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第 9	議案第19号	平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第 10	議案第20号	平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第 11	議案第21号	平成30年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第 12	議案第22号	平成30年度川棚町水道事業会計予算	〃
第 13	総務厚生委員会視察調査報告		総務厚生委員会 委員長
第 14	総務厚生委員会調査報告		〃
第 15	産業建設文教委員会調査報告		産業建設文教委員会 委員長
第 16	閉会中の継続調査の件		〃

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、発委第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

**議会運営委員長** おはようございます。ただいま議題となりました、「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、議会運営委員会において改正すべき事項をまとめ、川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出しているものであります。

議案についてはお手元に配付されており、既にお目通しをいただいていることと思いますので、朗読は省略し、改正理由について説明いたします。

今回の改正につきましては、去る3月7日に川棚町課室設置条例の一部改正の条例が提出、同8日に可決されたことに伴い、川棚町議会委員会条例の改正の必要が生じたものです。

第2条において、各常任委員会の所管を改正するもので、総務厚生委員会において「地域政策課（政策推進係の分掌する事項）」を「新庁舎建設室」に改め、産業建設文教委員会において「地域政策課（商工観光係の分掌する事項）及び農林水産課」を「産業振興課」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するとするものであります。

以上が改正内容の説明であります。ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって発委第2号「川棚町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(10:03)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第2、議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 皆様おはようございます。議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由をご説明いたします。

このたび、新規に社会福祉士の資格を持った職員を採用することにしており、配属につきましては健康推進課の所管であります地域包括支援センターを予定をいたしております。この地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46第6項の規定に基づく厚生労働省が定める基準により、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を設置しなければ運営ができないことと定められております。そこで、これまで社会福祉協議会のご配慮により、社会福祉士と主任介護支援専門員を派遣していただいております。今

日まで運営をしてきたところであります。しかし、このたび、いつまでも社会福祉協議会からの派遣に頼るべきではないとの考えから、今年度職員採用試験を行い、新規に社会福祉士の資格を持った職員の採用を行うこととしたところであります。

今回の一部改正につきましては、社会福祉士は新たな職種の専門職員であり、給料の格付けにおいて、その職務の位置付けを行う必要が生じることから、別表第2に定める特別標準職務表の標準的な職務に、社会福祉士の職務を追加しようとするものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、内容につきましては、総務課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総務課長** それでは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容について説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、次のページをお開き願います。

別表第2、第3条関係の表内の改正でございます。町長が説明しましたように、社会福祉士の職務を級別職務分類表に位置付けする必要が生じたので、別表中1級及び2級の項、標準的な職務の欄の栄養士の次に社会福祉士を追加し、3級の項、標準的な職務の欄、主任栄養士の次に主任社会福祉士を追加しようとするものでございます。ここに位置付けすることにより、給料の格付けができることとなります。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。よろしいですね。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:09)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第3、議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会付託事件についての審査報告を行います。

総務厚生委員会に3月7日に付託された議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査の経過及び結果について報告します。

この審査報告は、川棚町議会会議規則第77条の規定により、既に文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号。件名。審査の結果。議案第8号、「川棚町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日。平成30年3月15日、19日。

(2) 審査場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。説明者。健康推進課長、国保年金係長。

2. 審査の内容。

質疑…今回の広域化の形は暫定的なものなのか。将来的に保険者が県になることはないのか。

答弁…保険者が県になるということではなく、統一保険税を目標としている。

質疑…広域化により税率が下がることになるが、今後の税率改定の見通しは。

答弁…県から示される事業費納付金は毎年算定される。納付金額に足りなければ税率改定となる。

3. 討議の主な意見。

・今後の税率改定については、来年度の決算状況を見て、引き下げにつなげることができるのではないか。

・広域化については経過を見る必要がある。

・5,000万円程度の基金があれば対応できるのではないか。

4. 審査の結果。

議案第8号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

平成30年度からの広域化に伴い、税率改定が行われ負担が軽減されるが、統一保険税への移行が不透明であり、今後の動向を注視していく必要がある。

国民健康保険事業については、一定の基金を積立て、安定した運営に努め



られ、繰越金が多くなった場合は、保険税の引き下げを検討するなど、被保険者の負担軽減に努められたい。

以上で報告といたします。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第8号「川棚町国民保険税条例の一部を改正する条例」に対し、討論を行います。委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

委員長の報告のとおり決することに反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川棚町国民保険税条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

**議 長** 次に日程第4、議案11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会に付託事件についての審査報告を行います。総務厚生委員会に3月7日に付託された、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」の審査の経過及び結果について報告いたします。この審査報告については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号。件名。審査の結果。議案第11号、「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日。平成30年3月15日、19日。

(2) 審査場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。説明者。健康推進課長、介護保険係長。

2. 審査内容。

質疑…第7期介護保険料の段階別の区分は、全国的に同じものか。

答弁…本町の保険料は9段階あるが、第5段階より上は各自治体で細分化できる。基準額については、実情に応じた額となっている。

質疑…平成30年度予算については、新しい税率なのか。

答弁…当初予算では現行税率で計上している。

質疑…条例第14条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改める理由

は。

答弁…改正後は第2号被保険者を含めた規定になる。

### 3. 討議の主な意見。

・今後、対象者が増え、給付費も増えてくるため、保険料は上がってくると思う。

・第1段階の人にとっては、年額1,080円の引き上げは厳しい。

・団塊の世代や施設の増加など、これからも保険料が増え続けるのを危惧している。

### 4. 審査の結果。

○反対討論。境界層減免制度などの周知に努めてもらいたい。低所得者にとって引き上げは厳しいので、反対する。

○賛成討論。介護にかかる給付費が年々増加している中、今後3年間の給付費を賄うための引き上げであり、賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」については、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

### 5. 委員会の意見。

今後、団塊の世代による対象者やサービス施設の増加により、さらに給付費の増加が見込まれることによって、介護保険料の増加が見込まれる。第7期は第1号保険者の基準額世帯で年間2,400円の負担増となり、第8期以降はさらなる負担増が見込まれるため、各種検診の受診率向上や健康増進・維持の施策に積極的に取り組まれない。

以上で報告といたします。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」に

対し、討論を行います。委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番 久保田** はい。4番、久保田です。議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

この条例は、平成30年度からの介護保険料を上げるという条例です。2000年度から始まった介護保険。保険料は第4期に一度、基準が40円引き下げられましたが、その後、認定者数の増加を理由に引き上げられ続け、今回は基準額が200円上げられるものです。

高い介護保険料を強いられている高齢者は、保険料は払っても介護サービス料を抑制せざるを得ない状況も生まれてくるのではないかと危惧されます。要支援、要介護になっても介護保険は使えず、受ける介護も専門職ではないボランティアなどで賄おうとされているものです。保険料の値上げは本人だけではなく、家族にとっても大きな負担となり、介護離職者が増えることも心配されます。誰しものが安心して介護が受けられるような制度を、国に求めていただくことをお願いして討論とします。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

**2 番 田 口** 給付費が年々増加しているという状況にあります。これは高齢者が増えているという事実がありますので、ある意味やむを得ないことだと思います。そういった増えている給付費を賄うために月額200円ですが、増額をするというのはやむを得ないことだと思いますので賛成いたします。

**議 長** ほかに反対者の発言はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 賛成者の発言もよろしいですね。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

この採決は起立によって行います。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第11号「川棚町介護保険条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:23)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第5、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** **総務厚生委員会付託事件**についての審査報告を行います。

総務厚生委員会に3月7日に付託された、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」の審査の経過及び結果について報告します。

この審査報告については、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ、報告といたします。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号。件名。審査の結果。議案第12号、「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日。平成30年3月15日、19日。

(2) 審査場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。説明者。健康推進課長、介護保険係長。

## 2. 審査内容。

質疑…条例で定めることになった経過は。

答弁…指定居宅介護支援事業所の指定権限が、県から各市町に移譲されたことになる。

質疑…ケアプランをつくる事業所は何か所あるのか。

答弁…社会福祉協議会など4か所ある。

質疑…第4条に暴力団関係の条文を独自に入れてあるが。

答弁…多くの自治体が入れている。また、町が指定すべき基準を定めた条例では暴力団に関する規定があり、整合性を保つためにも入れている。

質疑…附則第2項で主任介護支援専門員の配置は3年間の猶予があるが、対応できるのか。

答弁…現在の介護支援専門員が3年間で経験を積み、主任の資格を取得することができる。

## 3. 討議の主な意見。

権限移譲であり、条例は制定しなければならない。

## 4. 審査の結果。

議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

## 5. 委員会の意見。

指定居宅介護支援事業所の指定が本町に権限移譲されることになる。利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるように配慮し、心身の状況や環境等に応じた保険医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう適切な運用に努められたい。

以上で報告といたします。ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議 長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。よろしい

ですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」に対し、討論を行います。委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ないですね。次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:30)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第6、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」から、日程第12、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計

予算」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

**予算審査特別委員長** おはようございます。予算審査特別委員会に3月9日に付託された、議案第16号から第22号までの平成30年度各予算に関する7つの事件については予算審査特別委員会で審査し、その経過と結果を川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに文書で議長あて報告をしております。その報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。予算審査特別委員会委員長山口隆。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第16号、平成30年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第17号、平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第18号、平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第19号、平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第20号、平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第21号、平成30年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第22号、平成30年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。次のページをお願いします。

予算審査特別委員会審査報告。議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、



議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

#### 1. 審査の経過。

(1) 審査の方法。2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成30年3月12日、13日、14日、15日、16日。(特別委員会)平成30年3月15日、19日、22日。

(3) 審査場所。第1・2委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、各担当課長、次長、室長、各担当係長。

#### 2. 審査内容。(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料として省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑：ふるさと納税の返礼品を増やすためアスパラガスなど複数の事業所との協議とは。

答弁：アスパラガスは個人事業者と協議中である。また、町内の民間企業とも協議中である。

質疑：交通安全協会への補助が増額されているが。

答弁：交通安全協会費の納入者が年々減少し、協会の運営が厳しくなっており補助金を増額する。東彼三町とも同額を負担する。

質疑：介護保険事業特別会計で社会福祉士を配置するとあるが。

答弁：ケアプランの作成には、専門職の配置が必要になるために新たに町職員として1名採用する。現在、社会福祉協議会から出向している2名を1名にする。

(以上質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査。)

次のページをお願いします。

質疑：中央公園の施設管理・清掃作業業務委託とは。

答弁：町内の社会団体・スポーツ団体などに、見回り、草刈り等の業務を委託する。現在1人で管理しているが、団体への委託になると複数配置も可能になり、クラブハウスへの常駐もでき有効活用につながる。

質疑：スクールソーシャルワーカーの県事業費の不足分を町単独で補完するとは。

答弁：県の事業ではスクールソーシャルワーカーの派遣が35週×3日分であるが、スクールソーシャルワーカーが関与する案件が増加しているため、15週×3日分を町単独で上乘せするものである。

質疑：下水道事業が公営企業会計に移行することにより経営分析ができるとあるが。

答弁：経営分析を行い、健全経営につなげるものである。

(以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査。)

(議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」の新庁舎建設費に関する審査。)

#### 1. 審査の経過。

(1) 審査の方法。新庁舎建設について予算審査特別委員会で審査を実施した。

(2) 審査期日。平成30年3月15日、19日。

(3) 審査場所。第1委員会室。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、町長、副町長、総務課長、企画財政課長、行政係長、財政管財係長、建設係長。

#### 2. 審査内容。

(主要事項についての質疑と答弁。)

質疑：委託料の用途は。

答弁：基本設計、ボーリング調査、運搬委託、測量委託である。

質疑：工事請負費の内容は。

答弁：役場第2別館横の空地の埋立工事と駐車場整備の工事請負費である。

質疑：庁舎建設についての基本的考えは。

答弁：現庁舎周辺の町有地に建設し、新庁舎と別館を一体となって活用で

きるように考えている。建設については、仮設庁舎は造らず第2別館、資料館を活用して仮住まいする。財源については、庁舎建設基金と国の市町村役場機能緊急保全事業を活用する。

質疑：別館も一緒に取り壊しての建設は考えられないか。

答弁：建設費が高く、財源の問題から無理である。別館については、長寿命化対策を行い耐用年数を伸ばして使用する。

質疑：プラン3による設計委託になるのか。

答弁：プラン3に限定することなく、議会の提案なども加味しながらプロポーザルの条件として付け加えたい。

(以上質疑は予算審査特別委員会委員、答弁は町長等。)

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

### 3. 審査の結果。

(1) 議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。ダム対策室についての予算が計上されている。ダムは造るべきではないという多くの声も聞かれるので反対する。

賛成討論(要旨)。限られた財源の中、必要予算を計上し最大限の効果が得られるよう予算編成がなされており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。入院中の食事代、住居費が値上がりする。値上げは高齢者を医療から遠ざけることになりかねないので反対する。

賛成討論(要旨)。75歳以上の高齢者が安心して医療が受けられるように導入された制度である。本町もこの方針に基づき事務を行っており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の

討論、採決。

反対討論（要旨）。介護保険の第1号被保険者の基準額は増額された。しかし、国保の第2号被保険者の賦課額は減額されていない。財源を50%の中で上げ下げするのではなく、国の負担率25%を引き上げるよう要請を求め反対する。次のページです。

賛成討論（要旨）。高齢化社会においては、介護保険事業は必要不可欠であり、介護予防事業等にも積極的に取り組むよう計画されているので賛成する

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（5）議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（6）議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（7）議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

#### 4、委員会としての意見。

①ふるさと応援寄附金の返礼品については、今後も町内事業者と協議を重ね、魅力ある商品開発に努められたい。

②結婚新生活支援事業は、定住促進にもつながっており、今後も続けられたい。

③新庁舎建設計画の策定にあたっては、議会、新庁舎建設委員会の意見などを加味し、防災機能、住民サービスの向上につながるような庁舎建設に努められたい。

④子ども医療費の現物給付に向け、今後も努力されたい。

⑤基幹農道川棚西部地区や、社会資本整備総合交付金事業における町道歩道設置工事に関しては、完成予定が遅れている。早期完成を目指し、今以上の取り組みに努められたい。

⑥川棚港埋立地緑地整備事業においては、早期の完成が待ち望まれている。平成30年度に着工できるよう、県へ要望されたい。

⑦学校教育環境の変化に対応しつつ、子供たちが安心して学習に取り組み

る環境整備に努められたい。

⑧国民健康保険事業においては、広域化の効果が最大限に発揮されるような運営に努められたい。

⑨下水道事業においては、公営企業会計へ移行することにより様々な角度から経営分析を行い、健全経営に努められたい。

以上です。ご審議のうえご決定いただくようお願い申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですか。よろしいですね。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** 議案第16条「平成30年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

石木ダム建設予定地では、連日、自然やふるさとを守りたい、家族や地域の方々との普通の暮らしを守りたい、先祖から受け継いだ土地を守りたいと、連日行動をされている住民の方たちがおられます。

町長は平成30年度の所信表明の中で「自然を愛し、くらし輝くまち」の実現を目指すと述べられました。

しかし、議事日程第4号で、石木ダム建設についての私の質問に対する答弁は、「3月5日の県議会冒頭での知事のあいさつが、打ち合わせをしないわけではないが、同じ気持ちなので文章に表した。」と答弁されました。

しかし、寸分たがわずそのまま引用するのは、強制収用で土地を取り上げられようとしている地権者の方々に対して心が痛まないものかと非常に残念でありませんでした。

中でも、「地権者の皆様には協力をいただこうと努力を重ねたが、残念な

がら一部の方々から未だに協力は得られておりません。」と、答弁されました。しかし、2月4日に投開票された知事選挙の結果を見れば、投票された方の30.8%は、地権者と同じ考え方で、ダムはいらない、自然を守りたいという方々がおられます。

8款土木費の3項2目に、ダム対策費として人件費が計上されています。まさに起業者と一心同体と言えるのではないのでしょうか。

答弁の中でもおっしゃっておられるように、事業認定の取消訴訟の判決が下りるまで、付替道路の工事を中止するよう県に言ってください。また、知事には早急に無条件で地権者の方々と懇談するように要請していただく事を求めて討論とします。

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 議案第16条「平成30年度川棚町一般会計予算」に対する賛成討論を行います。

まず、本予算について執行すべきでないものがあれば、修正議案を提出すべきであると思います。

本案は、地方交付金や国庫支出金、県支出金の減少が予想され、厳しい財政の中、長年の懸案であった新庁舎の建て替えに関する必要予算の計上や、小学校の英語教育の先行取り組みなど、少子高齢化に十分配慮された予算編成だと判断し、「平成30年度川棚町一般会計予算」に賛成します。

**議** 長 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 賛成者の発言はありませんか。

**6 番 堀 田** 6番、堀田です。議案第16号「平成30年度一般会計予算」について賛成討論を行います。

限られた財源の中、新庁舎建設費など必要予算を計上し、最大限の効果が得られるよう予算編成がなされており、賛成をいたします。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 起立多数です。したがって、議案第16号「平成30年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:49)

**議** 長 次に、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し、委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

**6 番 堀 田** 6番、堀田です。議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」について賛成討論を行います。

少子高齢化が進み、医療費の増加が懸念されるが、平成30年度から国民健康保険事業が広域化され、県と県内市町村が一体となり、国民健康保険の運営が行われます。地域におけるきめ細かい事業を継続しながら県と連携し、安定した財政運営を期待し、賛成をいたします。

**議** 長 ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 全員起立です。したがって、議案第17号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:51)

**議 長** 次に、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4番久保田** はい、久保田です。議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増や差別医療を強いる医療制度です。

保険料は、制度開始から6年間の経過措置を過ぎ、平成26年度から、県内すべての市町が統一保険料率となっています。

2年おきに保険料率は改定され、平成30年度、31年度の保険料率は所得割率8.67%、均等割額45,800円と定められ、平成28年度、29年度より保険料率は引き下げられました。一方、平成29年4月から始まった段階的な軽減特例見直しの影響で、9割軽減の対象だった方が7割に、30年度からはさらに5割軽減になるため、さらに負担増になります。

そして賦課限度額の見直しで、57万円から62万円と5万円も引き上げられ、低所得者も課税所得者も幅広く保険料は負担増となります。

しかも、広報かわたなにあるように医療費も上がります。さらに、今年度



は介護保険料も上がります。

ほとんどの高齢者の暮らしの糧である年金は減額、消費税増税、医療や介護の負担増など、高齢者の暮らしは厳しさを増すばかりです。

高齢者を取り巻く状況を考えるならば、健康で長生きできるような後期高齢者医療保険制度こそが必要です。

国に対して、高齢者の立場に立った制度の見直しを求めていただくようお願いして反対討論とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**7 番 堀 池** 議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

まず、制度に不満があれば国に対し意見書を提出すべきだと思います。

この制度は超高齢化が進む中、若い人からも負担をしていただき、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう導入された制度であると思います。

今回の入院中の食事代、住居費が若干値上がりしますが、一方で保険税の均等割や所得割は減額されます。

本町もこの方針に基づいて事務が行われており、予算は適切に編成されていると判断いたします。

よって「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 賛成者の発言はよろしいですか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第18号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 55)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。久保田議員。

**4 番久保田** はい、久保田です。議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

2000年4月から始まった介護保険の利用率は当初1割負担でしたが、15年8月から一定所得以上の人は2割負担に倍増しました。さらに、今後の予定では3割負担にしようとしています。介護保険の施設に入る低所得者の人には食費と居住費の補足給付がありますが、2015年8月から預貯金や配偶者の所得によって給付が制限され、その結果、補足給付を受ける人は大幅に減りました。

国は今後も要支援1、2の人に続き、要介護1、2の人のサービスも介護保険から外す考えです。これでは何のための介護保険か。必要な介護を利用できず苦しむ高齢者や家族をこれ以上増やさないため、発足当時の介護保険制度に戻すよう、国に求めることをお願いして反対討論とします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。小田議員。

**1 1 番小田** 11番小田です。議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について賛成討論をいたします。

高齢化社会においては、介護保険事業は必要不可欠であり、高齢者が安心して生活を営み、家族の介護負担も軽減でき、さらに介護予防事業等にも積

極的に取り組むよう計画されているので賛成いたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言はありますか。堀田議員。

**6 番 堀 田** 6番、堀田です。議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」について賛成討論を行います。

介護が必要となった方を社会全体で支える制度であります。今年度は社会保障充実分として4つの新規事業に取り組むことに期待し、賛成をいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありますか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 起立多数です。したがって、議案第19号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 58)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、議案第20号「平成30年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:59)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** 全員起立です。したがって、議案第21号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(11:01)

**議**            **長** 次に、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですね。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号「平成30年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** 全員起立です。したがって、議案第 22 号「平成 30 年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

( 1 1 : 0 2 )

**議 長** ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 1 : 0 2 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 5 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に日程第 13 「総務厚生委員会視察調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会視察調査報告を行います。この調査報告につきましても、川棚町議会会議規則第 77 条の規定により、すでに文書により議長あて報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成 30 年 3 月 22 日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会視察調査報告書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査をいたしましたので、調査の結果を次のとおり川棚町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

調査期日。平成 30 年 2 月 13 日、14 日。

調査場所。熊本県南阿蘇村、美里町。

出席者。委員全員、副議長、事務局書記。

調査の目的。「子育て支援事業」、「空き家バンク制度」等について。

調査の概要。別紙のとおり。

調査の概要。

南阿蘇村。「子育て支援事業」、「空き家バンク制度」、「庁舎建設事業に係る議会の関わり」について。

(1) 概要。

①子ども医療費助成については、満18歳の年度末まで、医療費の負担分（年間10万円上限）が助成されている。現在は償還払いであるが、平成30年度から県内の病院に限り現物給付となる。また、「すこやか出産祝い金」として、第1子・第2子に5万円、第3子以降の子どもに10万円、「すこやか成長祝い金」として、第3子以降の子どもが3歳に到達した場合、20万円が支給されている。

②空き家バンク制度については、地域おこし協力隊と宅建士資格を持った定住支援員が連携し、積極的に情報収集とチラシなどによる周知を行い、平成28年には1件だった登録物件が平成30年1月現在では、59件の登録まで増え、31件の賃借と3件の売買が成立している。

③新庁舎事業に係る議会の関わりについては、議会も特別委員会を設置して議論を重ねるとともに、必要に応じて村の庁舎建設検討委員会と合同会議を行う形で進められ、平成29年4月に開庁した。

（2）今後、参考とすべきもの。

①子ども医療費について、助成対象者を18歳までに拡大や、償還払いから平成30年度より現物給付へ移行される。

②空き家バンク制度では、空き家所有者へのダイレクトメールや固定資産税納税通知書へチラシの同封などを行い、物件の掘り起こしを行っている。

③庁舎建設では、村民へのアンケート調査や行政と議会が合同で会議を行い、進められた。

美里町。「子育て支援事業」、「空き家バンク制度」について。

（1）概要。

①子ども医療費助成については、助成対象者を平成28年度から満18歳の年度末までに拡大し、自己負担分全額を助成している。県内医療機関で受診した場合は現物給付であり、助成額が平成27年度と比べ2倍に増えている。また、出産祝い金については、3年以上町内に住所があるものに、第3子に10万円、第4子以降に20万円が支給されている。

②空き家バンク制度については、平成27年度の調査では登録可能な空き家は369戸で、登録されたのは20戸である。そのうち成約5件であった。「空き家バンク登録奨励金」、「移住定住促進補助金」などがある。

（2）今後、参考とすべきもの。

①子ども医療費助成事業では、平成28年度から県内の医療機関について現物給付となっている。

②空き家バンク制度では、登録奨励金・移住定住促進補助金などがある。積極的に空き家対策に取り組まれている。

調査結果のまとめ。

(1) 「子育て支援事業」について。

行政視察を行った両自治体をはじめ、熊本県内では多くの自治体が医療費の助成を満18歳までとしている。本町においても厳しい財政状況であるが、満18歳までの拡大や現物給付にすることで、子育て世代の負担軽減に大きく寄与するものとする。

(2) 「空き家バンク制度」について。

行政視察を行った両自治体は、地域における広報活動や固定資産税納税通知書へのチラシの同封、補助金制度や定住支援員を任命し、地域おこし協力隊と協同で実施するなど積極的に取り組んでおり、成果が上がっている。

本町においても空き家の実態調査を行い、移住定住を促進するため、行政が積極的に取り組むべきとする。

(3) 「庁舎建設事業に係る議会の関わり」について。

本町における新庁舎建設については、南阿蘇村のように行政と議会が十分な議論を重ね、取り組む必要があるとする。以上で報告いたします。

**議 長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:21)

**議 長** 次に、日程第14「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会調査報告を行います。閉会中の継続調査を行ってまいりました町有財産について、調査結果を報告いたします。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定によ



り、すでに議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長波戸勇則。

委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名。「町有財産」について。
2. 期日。平成29年6月20日から平成30年3月22日。
3. 場所。第1委員会室、現地。
4. 審査の経過と概要。

(1) 第1回委員会。平成29年7月5日。出席者、委員全員、議長、事務局書記。町有財産のうち普通財産（宅地、雑種地、山林）について、調査方法等を協議した。

(2) 第2回委員会。平成29年8月3日。出席者、委員全員、議長、事務局長、企画財政課長、財政管財係長。普通財産（宅地、雑種地、山林）の状況等について、説明を受けた。

(3) 第3回委員会。平成29年8月30日。出席者、委員全員、議長、事務局長。普通財産（宅地、雑種地、山林）の調査内容等について、協議した。

(4) 第4回委員会。平成29年10月24日。出席者、委員全員、議長、事務局長。現地調査の時期等について、協議した。

(5) 第5回委員会。平成29年11月6日。出席者、委員全員、議長、事務局長、事務局書記。現地調査の場所、日程等を協議した。

(6) 第6回委員会。平成29年11月30日。出席者、委員全員、議長、事務局長。川棚町公共施設等総合管理計画の内容について、意見交換を行った。

(7) 第7回委員会。平成29年12月13日。出席者、委員全員、議長、事務局長、各担当課長、係長、係員。普通財産（宅地、雑種地、悠久の森、分収林）の現地調査を行った。

(8) 第8回委員会。平成30年1月26日。出席者、委員全員、議長、事務局長。町有財産の調査について、今後の進め方等を協議した。

(9) 第9回委員会。平成30年2月9日。出席者、委員全員、議長、事務局長、事務局書記。川棚町公共施設等総合管理計画の内容調査について、今後の進め方等を協議した。

(10) 第10回委員会。平成30年2月21日。出席者、委員全員、議長、事務局長、企画財政課長。川棚町公共施設等総合管理計画について、説明を受けた。

(11) 第11回委員会。平成30年3月22日。出席者、委員全員、議長、事務局長。委員会報告書を作成した。

#### 5. まとめと意見。

現地調査の結果、宅地、雑種地については、管理が十分ではなく、駐車場や家庭菜園として無断で使用されている所もあった。また、町道と宅地の境界があいまいになり、区別ができなくなっている所もあった。

宅地、雑種地は、町有財産であることを明確に表示し、無断で使用しないように注意を促すとともに、利用できる土地については売却や貸付など、町有地の有効利用に努められたい。

悠久の森、分収林については管理が行き届いておらず、手入れの必要性を感じた。悠久の森は、間伐や枝打ちなど県の補助金等も活用し、適切な管理に努められたい。以上で報告といたします。

**議長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議長** よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:28)

**議長** 次に、日程第15「産業建設文教委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** それでは、産業建設文教委員会調査報告を行います。

閉会中の継続調査を行ってまいりました、本町の社会教育の現状と課題につ

いて調査結果を報告します。

この調査結果につきましては、川棚町議会会議規則第77条の規定により、すでに議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

平成30年3月22日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委員長小谷龍一郎。

委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業建設文教委員会調査報告。

1. 件名。本町の社会教育の現状と課題について。
2. 期日。平成29年6月20日から平成30年3月22日。
3. 場所。第1、2、3委員会室等。
4. 経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成29年7月5日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(2) 第2回委員会。平成29年7月31日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記、教育次長、社会教育係長。教育委員会社会教育係との意見交換を行った。

主な内容。教育委員会から本町の社会教育についての説明を受け、意見交換を行った。主な内容は以下のとおりである。

①社会教育に関する教育委員会の組織について。現在、社会教育委員は7名で構成されており、任期は2年である。委員会開催は年1、2回程度であり、内容としては事業計画や経過報告が主となっている。

②社会スポーツ活動、文化活動に関する支援について。スポーツ面では青少年スポーツ登録団体などへの施設利用等の支援を行っている。文化面では公民館の登録団体として活動しているサークル等が43団体あり、それぞれが活発に活動されているようである。この登録団体には公民館使用料の免除等の支援が行なわれている。

③施設の状況について。大半の施設が老朽化しており、様々な面で不具合

が出てきている。随時修繕で対応しているとのことである。

④生涯学習の活性化について。教育委員会の主催で色々な講座を開催し、活性化を図っている。また、地区公民館長会議を再開し、各地区への情報提供や情報交換などを行っている。

⑤文化財保護について。文化財保護審議会は、1、2年間開催されていない。今後新しい審議委員を選出して開催していきたいとのことである。

⑥社会教育に関するリーダーの育成について。教育委員会主催の講座の参加者や各地区からの情報提供などをもとに、リーダーの発掘を考えているようであるが、まだ具体的な方法までは至っていない。

(3) 第3回委員会。日時、平成29年8月23日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。教育委員会社会教育係との意見交換のまとめ。閉会中の調査事項について内容、方法などを協議した。

(4) 第4回委員会。平成29年10月27日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。社会教育委員との意見交換について協議を行った。

(5) 第5回委員会。日時、平成29年11月22日。場所、勤労青少年ホーム講習室。出席者、委員全員、事務局書記、教育次長、社会教育係長、社会教育委員。社会教育委員との意見交換を行った。主な内容。社会教育委員と本町の社会教育の現状と課題についての意見交換を行った。

①現在、社会教育委員は7名で構成されており、委員会は年に2回程度開催されている。

②社会教育委員間の連携も必要である。

(6) 第6回委員会。日時、平成30年1月31日。場所、第1委員会室。出席者、委員全員、議長。社会教育委員との意見交換のまとめ。閉会中の調査事項について、内容・方法などを協議した。

(7) 第7回委員会。日時、平成30年2月15日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局書記。所管事務調査報告書のまとめについて協議した。

(8) 第8回委員会。日時、平成30年3月16日。場所、第2委員会室。出席者、委員全員、事務局書記。所管事務調査報告書のまとめについて協議した。

5. まとめと意見。

①本町の社会教育の現状としては、地域スポーツ団体等との連携や各種サークル活動の支援、教育委員会主催の講座を開催するなど、積極的な取り組みがなされているものと思われる。

②各地区活動において、生活環境の変化や少子高齢化の影響もあり、参加者の減少やイベントの減少など、活動が衰退していくことが懸念される。

③社会教育において、学習形態は「個人・団体・組織」など様々であるため、生涯学習を支援していくには行政と民間の連携は非常に重要である。

④文化財保護審議会については、早期に開催されるよう努められたい。

⑤リーダー育成については、今後も各方面からの情報収集に努められたい。

⑥今後も本町で生活する子どもからお年寄りまで、楽しく学んでいける社会教育の環境が作られていくことを期待する。以上で報告といたします。

**議 長** これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。福田議員。

**1 2 番 福 田** 報告書の2ページの一冊下にありますが、社会教育委員間の連携も必要であるというふうに書いてありますが、こういった連携といたしますか、必要性を感じておられるのかお聞きします。

**議 長** 委員長。

**産業建設文教委員長** ただいまの質問にお答えいたします。この社会教育委員の構成自体がですね、各種、町内の社会団体、老人クラブや婦人会などの代表の方など、各種団体からのメンバーで構成されております。それぞれが社会教育に関して、さまざまな活動をされておりますので、それぞれの活動に関しての連携が必要であるということで、意見交換を行っております。以上です。

**議 長** ほかに。はい、三岳議員。

**3 番 三 岳** 3番、三岳です。この懇談会といたしますか、意見交換の場に教育長は出席をされていなかったのでしょうか。

**議 長** はい、委員長。

**産業建設文教委員長** 当日の出席者としましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 その件だけでいいんですか。無理には言わんとですよ。はい、三岳議員。

3 番 三 岳 私は教育長も出席をいただいて、社会教育全体についての意見交換をされたのがよかったんじゃないかなとちょっと感じたもんですから、お尋ねをしたところです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします。

( 1 1 : 3 8 )

議 長 次に、日程第 1 6 「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。産業建設文教委員長から川棚町議会会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

( 1 1 : 3 9 )

議 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これを持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成30年3月川棚町議会定例会を閉会をいたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 1 : 4 0 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初 手 安 幸

会議録署名議員 三 岳 昇

会議録署名議員 久 保 田 和 恵